様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025 年　2 月 8 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあすてっくぺいんと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アステックペイント  （ふりがな）すがはら とおる  （法人の場合）代表者の氏名 菅原 徹  住所　〒812-0013  福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 9F  法人番号　3290001038792  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年1月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ掲載  公表場所：https://astecpaints.jp/company/dx | | 記載内容抜粋 | 当社は「塗料業界のThe Everything store」というビジョンを掲げ、デジタル技術を駆使することで、顧客体験の向上、業務効率化、そして新たな価値創造を実現し、持続的な成長を目指している。この取り組みを確実に推進するため、社内にDX本部を設置し、約100名のIT・WEB人材が在籍している。代表取締役社長の承認のもと、経営の最重要課題としてDX推進を位置付け、全社的な取り組みとして実施している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である本部長会において承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年1月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ掲載 公表場所：<https://astecpaints.jp/company/dx> 2-1. 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な戦略 | | 記載内容抜粋 | データ活用を含む戦略 統合データプラットフォームの構築 ・業務システム、顧客データ、購入履歴、製造・品質データなどの多様な社内外のデータソースを統合し、リアルタイムで活用可能なプラットフォームを構築します。 これにより、市場動向や顧客ニーズの変化を迅速に把握し、経営判断や新規施策に反映させます。  組織間連携の強化による収益最大化 ・営業、マーケティング、カスタマーサポート各部門のデータとプロセスを統合し、組織間の連携を強化します。 これにより、業務プロセスの最適化を図り、全体的な収益を最大化します。  サプライチェーン最適化の推進 ・SCM（サプライチェーンマネジメント）を導入し、供給元から最終顧客までの効率的な物流と在庫管理を実現します。 これにより、サプライチェーン全体のコスト削減と納期短縮を図り、顧客満足度を向上させます。  マテリアルズ・インフォマティクスによる製品開発の効率化 ・新製品開発や既存製品改良の過程でMI（マテリアルズ・インフォマティクス）を活用します。 これにより、材料特性や最適な配合・製造条件を科学的に導出し、試作期間の短縮および製品性能の向上を実現します。  データ活用人材の育成と組織文化の醸成 ・データ分析やAIに精通した人材の育成プログラムを推進し、全社的なデジタル化とデータ活用文化を根付かせます。 これにより、社内全体でデータドリブンな意思決定を促進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議において承認。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXへの取り組み 2-1-① 戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | DX人材の定義  ・デジタル技術に関する専門知識と業務知識を併せ持ち、DX推進に貢献できる人材  採用  ・キャリア採用、リファラル採用、IT人材向け採用ページの製作、IT人材マッチングプラットフォームの活用  育成  ・スキルマップの作成、明瞭な人事評価制度の導入、IT研修プログラムの実施 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXへの取り組み ITシステム・デジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | ・基幹システムの刷新および機能追加  ・加盟店向けECサイトのUI改善  ・生成AI環境の全社展開  ・MI（マテリアルズ・インフォマティクス）導入による研究開発効率化  ・ISMS基準のIT統制実施 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年1月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ掲載 公表場所：<https://astecpaints.jp/company/dx> 3. DX戦略の達成度を測る指標 | | 記載内容抜粋 | ・売上に占めるデジタルサービス割合：前年比20％増  ・業務プロセスのデジタル化率：前年比10％増  ・製品開発スピード：前年比10％増  ・DX人材の人数：前年比20％増  ・DXプロジェクト数：前年比20％増 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月16日 | | 発信方法 | 当社ホームページ掲載 公表場所：<https://astecpaints.jp/company/dx> 代表メッセージ | | 発信内容 | 私たちアステックペイントは、建築塗料メーカーとして、全国3,500社以上の加盟店の皆様とともに、お客様に安全・安心・快適な住環境を提供することに貢献してまいりました。 現在、塗装業界はデジタル化による大きな転換期を迎えています。少子高齢化による労働力不足、材料原価の高騰、顧客ニーズの多様化、働き方改革の推進など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。 私たちはこの変化を新たな成長機会と捉え、DX推進を経営の最重要課題の一つとして位置付けました。 当社は「塗料業界のThe Everything store」というビジョンを掲げ、デジタル技術を駆使することで、顧客体験の向上、業務効率化、そして新たな価値創造を実現し、持続的な成長を目指してまいります。 この取り組みを確実に推進するため、社内にDX本部を設置しました。DX本部は情報システム部とDSサービス企画開発部で構成され、約100名のIT・WEB人材が在籍しています。彼らの専門性を活かし、塗料・塗装業界におけるあらゆる業務のデジタル化に取り組んでいます。 デジタル技術の力を最大限に活用し、施主様、加盟店様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に新たな価値を提供し続けることで、塗装業界の発展に貢献してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　2024年10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>）により入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年1月頃　～　2024年12月頃 | | 実施内容 | 1.サイバーセキュリティ環境整備  インフラセキュリティ対策、セキュリティルール策定、セキュリティ教育、ネットワークと配備パソコン、ファイルサーバ等の施設・設備に対するサイバーセキュリティの見直し、PC利用マニュアル利用、教育材によるセキュリティ教育により、環境と人のセキュリティベースラインを固めた。  2.運用体制の拡充、教育効果測定  情報システム部運用課によるセキュリティ全般の相談への対応を行うほか、平常時のシステムログ監視により社外からの攻撃がある場合にその兆候を捉え、システムダウンに至る前に対処する体制作りとセキュリティ教育の効果測定を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。